

欧州議会が商標制度改革パッケージ法案を承認、EUの商標制度改革へ

2015年12月16日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州議会は、12月15日、その本会議において、共同体商標規則・商標ハーモ指令・欧州共同体商標意匠庁（OHIM）手数料規則を改正する商標制度改革パッケージ法案についてのEU理事会の立場を承認する立法決議を採択した旨をプレスリリースした。

2013年3月に欧州委員会が共同体商標規則・商標ハーモ指令・OHIM手数料規則の改正提案を公表して以来、EU理事会、欧州議会及び欧州委員会の三者の間で協議が続いていたが、今般、EU理事会の立場をそのまま欧州議会が採択したことによって、これら2つの共同立法機関が法案の内容を承認したことから、EUの商標制度改革にいたった。

本制度改革によって、共同体商標規則は、欧州連合商標規則（以下「EU商標規則」という。）に改称され、OHIM手数料規則は廃止され、対応する内容がEU商標規則にその附属書として組み込まれる。EU商標規則はEU官報への掲載から90日後¹に発効し、商標ハーモ指令は同掲載から36月以内²に履行する義務が加盟国に発生する。

なお、EU商標規則は、商標制度に係るEU規則であり、EU加盟国に直接適用される法律。商標ハーモ指令は、EU加盟国の商標法が守るべきミニマム・スタンダードを定めたものであり、商標ハーモ指令の改正の発効によって法改正が必要となる加盟国もある。

採択された条文は、上記のとおりEU理事会の第一読会における立場をそのまま承認したものであり、主な改正内容は以下のとおり。

- 欧州共同体商標意匠庁（OHIM）の名称を「欧州連合知的財産庁（EUIPO）」に変更し、共同体商標の名称を「欧州連合商標（EUTM）」に変更する。
- 商標権の範囲と制限を明確化し、法的安定性を向上させる。また、EUレベルでの証明商標制度を導入する。
- 円滑な貿易を確保しつつ、EUの領域を通過する模倣品への対抗手段を強化する。
- 商標権の取消し又は無効のための行政手続の導入を加盟国に義務付ける。
- EUIPOの収入の約5%を、各国知財庁におけるEUTMに関連する業務にかかる支出の補填に充てる「相殺メカニズム」を導入する。また、各国知財庁とEUIPOとの間の協

¹ 実施細則の策定を伴う規定については、規則発効のさらに18月後に発効することとされている。

² 後述の「商標権の取消し又は無効のための行政手続の導入」については、7年以内に履行する義務が発生する。なお、EU官報への掲載から20日目に発効する、ごく一部の規定もある。

力をより緊密にし、最大で EUIPO の収入の 15% を当該協力に充てる。

- EUTM の出願手数料と更新手数料を以下のとおり変更する。

	現行 (ユーロ)	改正後 (ユーロ)
出願手数料 (電子出願)	900 (3 区分まで)	850 (1 区分)
区分手数料 2 区分目	--	50
3 区分目	--	150
4 区分目以降	150	150
更新手数料 (電子更新)	1350 (3 区分まで)	850 (1 区分)
区分手数料 2 区分目	--	50
3 区分目	--	150
4 区分目以降	400	150

— 欧州議会のプレスリリースは、以下参照 —

[Trade mark reform package approved by the European Parliament \(PDF\)](#)

— 商標制度改革パッケージ法案に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[EU 議長国ラトビアと欧州議会、共同体商標規則・商標ハーモ指令・OHIM 手数料規則の改正に仮合意 \(2015 年 4 月 22 日\) \(PDF\)](#)

[欧州委員会、共同体商標規則・商標ハーモ指令・OHIM 手数料規則の改正案を公表 \(2013 年 4 月 5 日\) \(PDF\)](#)

[マックス・プランク研究所、商標ハーモ指令と共同体商標規則の改正提案を公表 \(2013 年 1 月 8 日\) \(PDF\)](#)

(以上)